

# 『古今集』に於ける「誹諧歌」の考察

——古今集的表现に於ける逆説的措定——

渡 辺 秀 夫

『古今集』の「誹諧歌」については、現在に至るまで種々の見解が示されてきたが、その「誹諧」の意義、従つて又同時に、そこに収載された歌群が如何なる理由で「誹諧歌」とされているのか、その規準、乃至卷十九雑体の部にこれを構成し上げた編纂意図——『古今集』という一つの統一体としての詞華集に於ける構造の意味——に関しては、若干の考究の他にはトータルな認識、定見は必ずしも得られていない。

例えば、「誹諧はいにしへより人知らず」（和歌童蒙抄）、「是はいかなるをいふにかあらむ。まさしき様しる人なし」（八雲御抄）、「誹諧歌といへるものあり。これはよくしれる人なし。又髓腦にみえたることなし」（俊頼口伝抄）などとその把握に苦慮しながら、「大かたはされよめる事やらん」（八雲御抄）、「誹諧歌の体にされをかし」（古来風体抄）、或いは「誹諧といふは狂歌なり」（和歌肝要）、「誹諧歌と申すは、たとへば、狂言の類なるべし。いはばをかしきやうに読みなせる類ならむかし」（三五記纂本）

の如く解しているが、その根本は「誹諧歌 滑稽也」（奥義抄）、「誹諧は戲言也といふばかりを、ことにとりて誹諧は滑稽也といふことをみざる人の心得がたく思ふにや。誹者誹優也。日本紀にわざをぎとよめり。ものをかしくいひざれたる事をいふ。諧はいふことのつきもせず、きはめがたきなり。文選に東方朔は滑稽の雄也といへり。注に滑稽は誹諧なりといへり」（和歌童蒙抄）に端的なように、大概は漢語に言う滑稽の義を採っているとみられる点に於いて共通するようであつて、現在に至るまでこうした見方はかなり支配的である。これは、『史記』卷百二十六滑稽列伝第二十六に付載された索隱所引の姚察の注に「滑稽猶誹諧也」とあり、東方朔云々については『漢書』卷六十五東方朔伝第三十五に「其滑稽之雄乎」の記述と共にその滑稽の内容の一端が示されている——今、特に言葉のうえでの滑稽を求めると、その一例が魯迅の『古小説鈞沈』に収める『小説』中に見えが、そこでは言語遊戯、言葉の洒落を駆使した理屈のこじつけによつて人を「大笑」させることを巧んでいる——ものであるが、そこに窺われる東方朔の滑稽とは、「談諧」、「以其談達多端不名二行」応諧

似優、「皆曰朔口諧倡弁」に明らかなように、所謂滑稽、面白おかしい言動によって他者を声高に笑わせるもの、「大笑」を喚起する如き滑稽感を指すようである。

しかし、これに対して、『古今集』に於ける「俳諧」とは、そのような所謂滑稽とは本質的に異質、無縁のものであること、即ち、『史記』の一付注にみられるような「俳諧」即滑稽という所見を安易に流用することは、多大の誤解を招く因由となるということに十分留意しなければならない。この点については、折口信夫が「俳諧歌の研究」<sup>註1</sup>に於いて、「俳諧と、元来別途を歩んだ滑稽」としての「謂はゞ内容の滑稽的と言ふべき」「下がつた笑ひを目的とした」「『をこ物語』の系統に属するもの」とを明確に區別している立場が本質的に正しく妥当である。

では、『古今集』に於ける「俳諧」の名義は何であるか。古今集撰者が「俳諧」の語を用いたのは、何か拠るべき典拠があったためで、全くの創出ではあるまいと考えるのが常識的であり、いづれは当代の文章観、歌学の規範が中国の経書、詩学等に依拠したと同様に、中国の詩体に倣ったか——直接的連関は措くとして、『文体明弁』には「戯作俳諧体遺悶二首」という杜詩を挙げて俳諧体を立てているのがみえる——と推察されるがはつきりしない。又、周知の如く『古今集』の伝本にはすべて「俳諧歌」とあって「俳諧歌」とはない。金子元臣『評釈』等は、ここに「俳諧」と書いたのは下の諧の字の偏にそらえたためで、「かういふ例は、熟語にはよくあること」とし、或いは真淵『打聴』等のように誤写説を採って、「俳諧」と同然に考えているのが通例

であるが、例え、これをそのように「俳諧」即ち滑稽の義に解したところで、いずれにしても、本来この「俳諧」の意義は『古今集』の本篇（巻十九雑体の当該歌群を除いた部分、より限定的に言えば、四季・恋・雑の部を示す。理由は後述）と巻十九の当該歌群を比較検討することによって規定すべき性格のものであるから、この場合言葉自体の詮索にのみ拘泥するのは余り得策でない。結論的に言えば、後に述べる『古今集』に於ける「俳諧歌」の本性を十分に考慮したうえで私の私見によれば、要するに、諧調よく整った表現・正調・正格から外れること、それが「俳諧」の基本的な名義ということになる。そして、ここに言う正調・正格とは、言うまでもなく古今集的和歌表現そのもの、換言すれば、古今集撰者の良しとする和歌表現、その具体化された詞華集としての『古今集』（本篇）である。従って、そこに生じるおかしみ——「俳諧」即ち正格から外れることによって生じるおかしみ——のメカニズムは、ベルグソンが言葉のおかしみについて指摘する「虚妄な観念をよく熟した成句の型の中に挿入すれば、滑稽な言葉が得られる」という一般法測に、基本的に比定してよいものであって、決して無条件に所謂滑稽と連合している性格のものではないのである。

そうして、それゆえに、『古今集』に於ける「俳諧歌」の基本的な考察態度としては、『八雲御抄』等の如く形式的には後続するかにみえる『後拾遺集』や『千載集』などの「俳諧歌」をも含めた形でなされるべきではなく、或いは又、『奥義抄』の如く「俳諧は非王道」して、しかも述ニ妙義ニたる歌也」として、他の部立中に

もこうした「誹諧歌」は「おの／＼あひまじはれり。そのゆゑは誹諧の心ある歌を尽していれば彼部すぐれておほかりぬべければよろしきにしがひて、はからひれたる也。四季雜部にもこの会釈はある事也」というように、撰者の部立の意図を無視し、或いは一首それ自体の歌体を独立して云々する、といった態度は避けられなければならないものである。所謂「誹諧歌」に於ける古今集撰者の撰歌規準が曖昧である云々の論議の多くは、無限定で主観的な論者自身の秀歌規準——言わば歴史認識の欠如——にその困迷の事由が認められるべきものである。従つて、この場合、嚴格に『古今集』に於ける「誹諧歌」という観点を逸脱すべきではない。

『古今集』に於ける「誹諧歌」は、『古今集』を離れて常に「誹諧」であることはできない。例えば、1020「秋風にはころびぬらしふちばかまつづりさせてふきりぎりすなく」の歌は、『新撰万葉集』に於いてはここに言う「誹諧」とは全く関係なく、卷上秋歌の部首に「商麿颯々葉鞋々 壁蕪流音教如鳴 曉露鹿鳴花始発 百般攀折一枝情」の詩藻を菅家にあつて喚情するものであつたし、1067「わびしらにましらな啼きそ足引の山のかひあるけふにやはあらぬ」も、『和漢朗詠集』卷下猿に収載されるものである。又、1049「もろこしのよしのの山にこもるともおくれむと思ふ我ならなく」の原歌は『伊勢集』に於いて——『伊勢集』の編者の判断としては——伊勢の「三輪の山いかにまぢみん年ふとも尋ぬる人もあらじと思へば」という贈歌（『古今集』卷十五恋歌五780収載）に対する仲平の至極実意の籠められた答歌として構成されており、1031「春霞たなびく野辺のわかかなにもなり見てしがな人もつむ

やと」は「後撰集』では春上（第一、二句「霞立つ春日の野への」中院本）に収められるものである。これらは、歌そのものが属性としての「誹諧」を単独でもつ訳ではないことを明瞭に示している。このことは、『古今集』の「誹諧」なるものが『古今集』を離れていつでも客観的に指摘しうる次元のものでないことを明示する、と言えよう。そうして、先掲1020・1031の歌が共に寛平御時后宮歌合の歌であり、1067が大井川行幸の際の奉獻歌であることに端的な如く、当該群の歌は、その殆んどが歌作者の意識に於いて初めから「誹諧歌」として制作されたものでない、と考えるべきであろう。「誹諧」とは、一に『古今集』の撰者の意図、『古今集』編纂の次に関わるものであった。

従つて、基本的に言へば、「誹諧歌」の中に、『古今集』の構造を離れて採り出したとき——見他の部立内にも入りそうなのがある、ということ捉えて、この規準自体が甚だ曖昧であるかと言う論法は正しくない。即ち、元來この「誹諧歌」は、『古今集』編纂以前の素材的時点では必ずしもその各々は「誹諧」的たらんとして詠作されたものではないからである。それは、四季歌など、他の多くの部立内の和歌が必ずしも四季歌等として本来詠出されたものでない、古今集撰者の見識に於いて評価した、というのと同断であつて、一方で、その四季歌等の部立、組織を主題的に、構造論的に読み解くことの有効性と正当性が十分に立証されてきていながら、他方で、「誹諧歌」という撰者の規定した特殊な部類の指示を無視して、他の部立中の歌との素材的共同性的還元や、その歌自体の成立事情の詮索等によってのみ読み解こう

とするならば、それは、素材となつた原資料としての和歌の同通性を指摘するだけで、課題とすべき『古今集』の「誹諧歌」の解釈、解答には——従つて根元的には、古今集の表現のトータルな体現としての『古今集』自体の正しい認識に及ぶことができないであろう。別言すれば、「誹諧歌」なるこの特殊な部類を示す言葉は、他の部立や或いは本質的には詞書等と同じく、当該歌の読み方、解釈に於ける一つの指定なのだということを前提すべきものである。そしてその指定とは、内容としての俳諧、滑稽でなく——これらは『万葉集』巻十六「有由縁・雑歌」中にみえる嗤咲歌の如く、或る程度客観的、通時的に、当作品を離れても尚商量しうるものだが——『古今集』の撰者との共時的態度の保有によつてのみ了解しうる、高度な表現技法に関わつての「誹諧」——古今集の表現(正調)・広くは『古今集』に於ける歌の約束から外れたもの——という如き観点の設定である、という訳である。

『古今集』の「誹諧歌」が、曲りなりにも——即ち「誹諧歌」という特殊な部類の下であつても——、ともかくも巻十九雑体に五十八首も数多収載されているのは、それらが正格から外れた憎むべき歌体であるという如き単純に否定的な撰者の態度の現われではなかつたはずである。上に述べたように、この「誹諧歌」は『古今集』の正格たる和歌表現の世界に依拠することによつて初めて「誹諧」性を獲得しうるものであるということであつて、そのことは、一見否定的な雑体の部立中の「誹諧歌」という部類としての風体 に於いて、所期の正統なる古今集的和歌表現を、その編纂意図に於いて逆説的な形の下に明瞭に示すものとなつてお

り、そうした正調の確立のうえに立つ一種高踏的とも言える和歌表現論に於ける高度な遊び、ということにもなるものである。このことは、この「誹諧歌」の構造<sup>注6</sup>に見られる如く、明らかに『古今集』を代表する四季・恋・雑の部を主題的、構造的に意識したうえで構成している点にも十分窺えるのであり、それは、本篇に於ける到達せる古今集的和歌表現の世界の逆視的な形での確認、補強であつたように思われる。少なくとも、結果的にはそういう在り方をしてゐることは看過できないであろう。

そういう意味をも含めて、『古今集』に於ける「誹諧歌」とは、所謂滑稽な和歌の雑纂的類聚でなく、『古今集』の純粹に詩としての和歌表現自体に関わる問題、乃至和歌史的な問題を端的に示唆する重要な契機を孕むものであると考えられるのであつて、そこに、『古今集』の「誹諧歌」の特性と本性がある訳で、従つて又そこに、一に『古今集』の和歌表現論として考察すること——即ち、『古今集』の「誹諧歌」の考察は古今集論として完結すべきこと——の正当性と意義があるのである。

以下、こうした考えの下に具体的にその若干を指摘することに

## II

七月六日たなばたの心をよみける

1014 いつしかとまたく心をはぎにあげてあまの河原をけふやわたらむ

この歌などは内容的にもかなり卑猥で滑稽なものを含むので、

それが却つて「俳諧」——所謂滑稽と直ちに看做される一証にもなりそうであるけれども、実は、むしろ注意すべきは、七夕の歌であるにも拘らず七月六日の積極的な行動を詠んだところに、六日の眞濡的な常套的觀念、基本的パターンから外れた「俳諧」が生ずるのであつて、この点は特にその詞書との関連に注意すべきである。七夕の歌は、秋歌上に173、135の七夕当日を希求する待つ心、176、181の七夕当夜、182の七日の暁、183の七月八日のいつしかと来年の七夕を待ち渡る心を詠む歌などにみられるが、すべて七夕当夜の一年に一度の逢瀬を待ち望み、そのはかない契りへの託言を詩的に表現するもの——所謂「距離の美学」の如きものの存するもの——であり、この1014のように七夕当夜を待ちきれず、六日の日に積極的のみならずから水音もけたたましく河漢を渡って行くだろうかと想像することは、年に一度のはかない逢瀬をひたすら待つということによって膨張、深化する想像力や、それゆえの心理の屈折を繊細に形象する七夕の和歌の歌題としての約束を無視したものであつて、この歌の詞書やその歌意内容のままでは、上掲の如き秋歌の部の七夕の主題の歌群には全く参画しえないもので、和歌の表現に関しては反伝統的、詩的でない発想のものであつた。逆に、そうした常套的で正統なパターンが本篇に於いてみられる如く確立していればこそ、それを十分見据えつつ1014が正調から外れる「俳諧」たりうるのである。

1015むつこともまだつきなくにあげぬめりいづらは秋のながして

ふ夜は

これも同様で、秋の夜は長いという通念、というよりもここで

は、事実、現象とは一応分離された広義の歌枕、歌語的な表現として確立していた型と言つた方がより適切と思われるが、そうした定型から外れることが即ち「俳諧」なのである。この歌一首を単独に採り上げ、詩としての評価を云々するならば、この歌はそれなりに恋歌の切実さを籠めた秋夜の恨み事と看做しうるもので、『和漢朗詠集』巻上秋夜に収録されることも又ゆえなしとしない。しかし、『古今集』の構造論の見地よりすれば、この一首は「俳諧歌」の歌群の中では四季歌の秋の部の歌として構成されているものであり、秋夜の歌としては、本篇たる秋歌上の196「秋の夜の長さ」、197「秋の夜のあるもしらず」の如き定型発想のものとは全く対照的な表現であつて、こうした正調の系列の中には決して排列しえない性格のもので、この点、635「秋の夜も名のみなりけり逢ふといへばことぞともなくあけぬる物を」という恋歌の部に入集するものとは、根本的に事情が異なる。もし、この635が秋夜の歌と判定されたならば恐らく「俳諧歌」の中に加えられたであろうが、実際はみられる如く恋歌三に収載されているのであり、そこに、635が入らずに1015が「俳諧歌」に配置された事情がある。仮りに1015が恋歌と認められたならば——十二分にその可能性はあつたが——、多分「俳諧」とはされなかつたであろう。

しかし、この1015は四季の秋歌の一首としては正に「俳諧歌」と言わざるを得なかつたのである。「いづら」という滑稽的な動作を想わせる言葉のみをもつて「俳諧歌」の徴とすべきではないであろう。こうした点にも、『古今集』の「俳諧歌」が如何に周到な撰者の正調を意識した統体としての詞華撰編纂の次元に拠つて成

り立っているかが理解されるはずである。

寛平の御時きさいの宮の歌合のうた

1031 春霞たなびく野辺のわかかなにもなり見てしがな人もつむやと  
若菜はすべて早春の景物として詠まれるもので（18）22・116・  
357）、これを擬人的な視点から詠む例は本篇には皆無である。若  
菜摘みという行事を背景にもつ該歌に常套的に用いられる「若菜  
摘む」とあつた表現を土台にして、「抓む」という男女間の痴態  
動作と懸けたもので、若菜摘みの和歌の定型的な概念、視点を逆  
手にとつて一首を構成したと観たところが「俳諧歌」に収載した  
理由であらう。当歌は前記の如く『後撰集』には春上に、又『新  
撰万葉集』巻下には春歌に（第二句「起出留野辺之」）収められ  
ている。

1051 にはなるながらの橋もつくるなり今はわが身をなにしたと  
へむ

長柄の橋は、826、1003の如く同音で「長らえて」を引き出す言  
葉、又は390の如く「ふりぬるもの」の代名詞として用いられてい  
た。それは、物象的事実を離れて歌枕として特定の観念を固定さ  
せていたものであつた。

ところで、この歌の「つくる」の解釈については古来二説（「造  
る」「尽くる」）あり、現在では「造る」が有力であるが、長柄橋  
の創建は『日本後紀』に「遣言使造<sub>二</sub>撰津国長柄橋<sub>一</sub>」（弘仁三・  
六・三）とみえ、その後の考証は景樹『正義』に詳しいが、『文  
徳実録』に「撰津国奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁断絶。人馬  
不<sub>レ</sub>通。請准<sub>二</sub>堀江川<sub>一</sub>。置<sub>二</sub>三隻船<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>濟渡<sub>一</sub>。許<sub>レ</sub>之。」（仁寿三・

十・十一）とあつて、約四十年後にして既に不通となり、その後  
は舟よつて渡行した由が知られる。『興風集』に「こぼれても  
あればたとへてなぐさめし長柄の橋も今はきこえず」とあり、又  
諸注は余り挙げないが、『後撰集』巻十五雑歌一に「法皇（宇多）  
御ぐしおろし給ひての頃。118人渡す事だになきを何しかも長柄の  
橋と身の成りぬらむ」（七条后）、「御かへし。119ふるゝ身は涙の  
うちにみゆればや長柄の橋に誤たるらむ」（伊勢）とある。これ  
ら三首は、『拾遺集』巻八雑上の「天曆の御時御屏風の多に長柄  
の橋のはし柱のわづかに残れるかたありけるを。68蘆間よりみゆ  
る長柄の橋柱むかしの跡のしるべなりけり」や、『和歌初学抄』  
の「ハンパシラバカリヲヨム」の如き名所絵的、歌枕的用法に則  
る詠とはやや異なり、一方では同時に長柄橋の当時の実景をも写  
したものとみられる点、注目してよいだろう。即ち、118には長柄  
橋は破壊されて人を渡すことがなく、119には朽ち古りた長柄橋が  
河中に残存しているとあつて、宇多天皇出家（昌泰二・十・二十  
四）の頃（899）現在長柄橋は朽ち絶えて河中に古りぬるものであ  
つたことが知られる。又、前掲『興風集』の歌意からすると、或  
る時点に於いて長柄橋が全く朽ち果てた——尽きた——現象があ  
つたようにも受け取られ、簡単に「造る」と判断できない事情も  
ありそうである。

しかし、小論の範囲では敢えてこれを一方に限定する必要はな  
かつた。ここで問題とすべきは、和歌の世界に於いては、長柄の  
橋というものは、そうした現実とは関わりなく、「長らへ」（同  
音）、「古りぬるもの」（仁寿三年以降の長柄橋に関する衆目の知

見の堆積による象徴化)という特定観念を表わす歌枕としての固定、成立を完了していたということである。このような和歌表現の世界にあつては、現実の長柄橋が今にして「尽き」ようが、「造く」られようが、全く関わりがないのである。これに対して、1051の歌に於いては、そうした常套的な歌枕の用法を現実復帰の視点から反省的に思惟しているのであって、そのような和歌表現の定型を還元、無視した詠法が、明白に「俳諧」とされているのである。こうした一首の詠者の態度は、富士の煙、長柄の橋についての仮名序の散文的歴史叙述に相応する視座をもちこそすれ、『古今集』の提示する純粹な詩の世界——今は富士の山も煙たらずなり、ながらの橋もつくるなりときく人は、歌にのみぞ心をなぐさめける——の方法とは別次元のもので、そのような視点、詠法自体が『古今集』の和歌表現の立場からみて、ナンセンス、正調を外れる「俳諧」なのである。又、それほどに『古今集』の歌の言葉、和歌表現は、現実の事象を離れて独自の領域を獲得しつゝあつた——少なくとも、撰者はそういう位置に立っているということが知られるのである。

1062よのなかはいかに苦しと思ふらむこころの人にうらみられるは

「俳諧歌」のうちで以下は雑歌の部として構成されているが、これらは構造論的には本篇たる巻十七、十八の雑歌上、下——特に巻十八——に対応するものである。巻十八雑歌下の巻初部分には、世の中の憂さを詠んだ一連の歌——935「世の中のうさ」、936「あなう世の中」、939「うたて世の中」、941「世の中のうきもつら

きも」、943「世の中に……あなうとやいはむ」、944「世のうきよりは」、946「ききてもいとへ世の中は」、947「世をばいとほむ」、948「世の中は昔よりやはうかりけむ」、949「世の中をいとふ山べの」、950「世のうき時の」、951「世にふればうさこそまさされ」、952「世のうき事の」、953「うき世の中は」、954「世の中のうけくにあきぬ」、955「世のうきめ」、956「世をすてて……猶うき時は」、957「うきふしげき世とはしらすや」、958「世にふれば……うきふしごとて」、960「うき世の中と」、964「うき世には」——が排列されており、世の中へ憂し、厭うのパターンが雑歌下の首歌群の「厭世」の主題の中で重層して繰り返されている。以上の構造に着目するならば、当該1062の歌は、それら本篇の正調たる詠法乃至構造を意識して、逆視的に詠じたものとしてここに「俳諧歌」として位置づけられていることが、多くの説明を要することなく理解されるであろう。ここに至って、『古今集』に於ける「俳諧歌」の何たるかは一層明瞭になったことと思う。

1063なにをして身のいたづらに老いぬらむ年のおもはむことぞやさしき

これも同様に、「年」の如きものを擬人化することが『古今集』本篇からみて不適當、破格とみられた訳である。「年」の如き、又前掲「世の中の」如き、観念的な対象、概念を擬人化した例は『古今集』本篇にはみあたらない。この場合、仮りに存在するとすれば、或いは「松の思はんことだにはづかしう」(桐壺巻)の如く、漢詩、和歌の伝統に於いて長命の植物の典型とされた「松」などが適當であろうが、こうした擬人が古今集撰者からは異質視

されたのであろう。小沢正夫は、むしろ896「さかさまに年もゆかなむとりもあへずぐる齡やともにかへると」の歌「などのほうがむしる誹諧といえるであろう」と指摘するが、こちらの場合には「年」を擬人化してはいない。そして、何よりも重要なことは、この歌は、895「おいらくのごむとしりせば門さしてなしと答へてあはざらましを」、897「とりとむる物にしあらねば年月をあはれあなうとすぐしつるかな」、898「とどめあへずむべもとしとはいはれけりしかもつれなくすぐる齡か」に扱われる、雑歌上の「嘆老」の主題の中にあつては、これらの和歌と同一基調のうちに嘆老の切実な響きをもつもの——『古今集』の構造を乱すことなく十分それに参画しうるもの、そうした排列を形成、支持する統一体としての『古今集』の編纂意図に合致するもの——であり、その限りでは正格を外れることはなく、従つて896が「誹諧歌」に収載されることはないのである。因みに、『万葉集』巻五「沈痾自哀之文」に「歳月鏡流、昼夜不<sub>レ</sub>息。曾子曰性而不<sub>レ</sub>反老年也云々」とみえ、又この896の歌は、光源氏の口から「さかさまにゆかぬ年月よ」と感慨深く引歌される（若菜下巻）ところのものであった。

以上の若干の考察からみて、『古今集』という微妙な時間的経過のうちに優れて緊密な主題の排列、構造をもつ統一体としての作品の中で、その構造的秩序や和歌表現の定型を外れるもの——そのことよつて生じるおかしみをもつ歌——を「誹諧歌」という名称の下に「雑体」の部に別収している事実が判明したのであるが、そのことは、とりもなおさずそこに、より多くそうした秩序、正格、正調を創造、定立しようとする撰者の意図を察知する

ことができると共に、さらには、そこまで、言わば本歌取り式に「誹諧歌」が位置づけられるほどに、和歌表現の或る定型が形成されてきていたことを証するものである、と看することもできるであらう。

### III

前項では、主として統一体としての作品の構造的な見地から、この「誹諧歌」の本性を考究したのであるが、本項では、同様にIで規定した基本的な観点——即ち、『古今集』に於ける「誹諧歌」とは、正調・正格としての古今集的表現から外れた、或いはそれによつて生じるおかしみをもつ歌、であるという——に立つて、より表現論的な見地から、さらに『古今集』に於ける「誹諧歌」の特質について指摘することにした。

1029 あひ見まくほしはかずなくありながら人につきなみまどひこそすれ

1030 人にあはむ月のなきには思ひおきてむねはしりびに心やけをり

1048 あふことの今ははつかになりぬれば夜ふかからでは月なかりけり

いとこなりける男によそへて人のいひければ

1054 よそながらわが身に絲のよるといへば只いつはりにならばかりなり

1058 人こふることを重荷となひもてあふごなきこそわびしかりけれ



これらは、極端に過剰な懸け詞、縁語の使用が殊に目につくものである。しかし、単に縁語、懸け詞の技巧が著しいというだけで「誹諧歌」とされている訳ではない。単にそうした技法の顯著なものというだけならば——否、さらに手の込んだ巧妙な懸け詞、縁語仕立ての、或いは折句までも含めた技巧をもった歌——例えば、408「宮こいでてけふみかの原いづみ川かは風さむし衣かせ山」、410「唐衣きつつなれにしつましあればはるばるきぬる旅をしぞ思ふ」などを本篇たる巻九羈旅部にも指摘することができる。しかし、これら本篇の歌との対照によって明瞭なことは、右掲1029等の歌は、縁語、懸け詞等の表面の意味と、その裡に籠められた恋愛の真意を表わす一方とが意味的に併行、拮抗する關係にあり、表現論的には、そうした言語技巧が指示的、喚情的兩部門に於ける作用の統合的昂揚——詩としての統一性——を阻害し、その表面に於ける懸け詞、縁語の意味的連関、指示性が一首の前面に押し出され、その結果、奇矯なまでに地口、秀句の勝った、詩としてはむしろ極度に技巧に墮した歌体ものになっている。そして、この点こそ、後世に「狂歌的」(和歌肝要)と評されもした「誹諧歌」の一側面であったのである。

『後撰集』巻十四恋歌六に、右掲1058に類似した表現をもつ歌、1044「逢期なき身とはしるく恋すとて嘆き樵積む人はよきかは」が贈答歌の一首として収載されている。元来、こうした縁語、懸け詞の技巧は、消息としての実用面を伴なう贈答和歌の手法——「贈答歌の主たる技巧」「恋の歌の主たる技巧」——として特に六歌仙時代を頂点として、現実の恋愛生活の場に密着した長い和歌

史のうちで、実用的機能をもって極度に発達をみたものであった。<sup>10</sup>壬生忠岑『和歌体十種』の挙げる「両方致思体」は、その引例歌から判断するに「一語にして両の意にとらるる語、即ち懸詞を用ゐた」<sup>11</sup>歌体であることは分明であるが、その説明句に「此體古歌之所好」とあり、一応これを「古歌の修辭として特に縁語掛け詞の類が用いられたことをいっただけのもの」と<sup>12</sup>解するならば、その間の和歌史の事情を、古今集撰者の一人の意見として明確に書き記したものとみることができ——尚、忠岑はこの「両方致思体」に「誹諧歌」二首を例歌として挙げるが、この歌体についての価値評価は表明していない。従つて、ここでは右の如き和歌史的発言としてのみ扱うことにする——こうした視点からの「誹諧歌」の理解に有益である。即ち、このような縁語、懸け詞をふんだんに駆使した歌体、表現技法というものは——現実の恋愛生活の娶場的場に於ける贈答和歌の技法として、まさに『古今集』の和歌表現を生成せしめた胎盤としての必須の役務を果してきたものではあったが——一度、到達を完了した『古今集』の詩としての和歌表現の観点、領域からは、既に経過されたる和歌史への回顧の立場よりみては、最早、別の位相に存在するものと意識されたのである。従つて、このような側面に於いてのみ、まさしく「この誹諧的発想を経過しなくては、新しい抒情は決して生れなかつた」<sup>13</sup>といった見解は妥当となるのである。

1012 山吹の花いろ衣ぬしやたれとへどこたへずくちなしにして

1013 みみなしの山のくちなしえてしがなおもひの色のしたぞめに

せむ

「山梔子」や「耳成」が情感を伴なう譬論や象徴としてでなく、全く意味的にのみ使用されているということは、「誹諧歌」に収められたこれらの歌の著しい特色である。事情は次の歌に於いても同様である。

1011 むめの花見にこそきつれ鶯のひとくひとくといとひしもをる  
1013 いくばくの田をつくれればか郭公のしでのたをさをあさなあさ  
なよぶ

寛平の御時きさいの宮の歌合のうた

1020 秋風にはころびぬらしふぢばかまつづりさせてふきりぎりす  
なく

(右の他、1033 1034)。このように、擬声語をそのまま写して用いることは、『古今集』の本篇には全くみられない。<sup>注14</sup>本篇に於けるそれらは、鳴くという現象自体が、初春(鶯)、夏(郭公)、妻恋(鹿)などの季感、心象を象徴する景物とされているのであって、その具体的な音声そのものの写実的な、模写論的な取用——しかも、その音声に言語上の意味的機能のみをみいだす——といった、言わば原素材そのものを和歌表現に流用することは、最早避けられていると看られる。それほどに、和歌表現は具体的な物象的事実から離れ、特定の観念、イメージを伴なって定着し、止揚されてきていたとも言えよう。

そして又——以下紙幅の都合上例証を控えねばならないが——1023 1043 の如く散文的なもの、1032 1035 の如く思索的なもの、1027 1040 のように会話的な表現をもつもの、或いは表現自体が余りに具体的、即物的なものなどが、「誹諧歌」に収載されている和歌の表現上

の特質として指摘することができる。<sup>注15</sup>殊に恋歌については、

1025 ありぬやと心みがてらあひみねばたはぶれにくきまでぞ恋し  
き

1028 ふじのねのならぬ思にもえはもえ神だにけたぬむなしけぶり  
を

1036 かくれ沼の下より生ふるねぬなはのねぬなはたてじくるない  
とひそ

などの如く、直情的なもの、所謂空種『評釈』の言う「あはれのないもの」が、「誹諧歌」に於ける恋歌の重視されるべき特徴の一つである。1047 「さかしらに夏は人まねささののさやぐ霜夜をわがひとりぬる」は、本歌というべき『万葉集』巻第二十431「小竹が葉のさやぐ霜夜に七重かる衣に益せる子ろが膚はも」の逆説的な詠法のうえに成るもの——折口信夫が当該「誹諧歌」の特質を帰納的に指摘した箇条にみえる、一種の「本歌」式の抛り所があり、それが反語・逆説的に発想されているという卓見<sup>注16</sup>に符合するもので、又それは、上述してきた私見にも基本的に合致するものである——と言うことができると共に、又1047の歌は、現実生活の实感を写した素材的、襲的レベルに於ける独自の、所謂現実暴露的な詠み振りを示し、その意味で詩情のないものであると言うことができる。

結局、右に挙げた「誹諧歌」の特質は、要するに素材それ自体はそのままで和歌にならぬという、例の仮名序に於ける和歌文学論に主張する、『こころ』と『ことのは』との二元論的<sup>注17</sup>指定——に基づく見識に由来する——ここでは逆説的現象として反映して

いる訳だが——ものであり、もとより、前述の如くこれらの恋歌は『古今集』本篇の恋歌の部のどの構造、排列の中にも、その秩序を乱すことなく挿入することのできないもので、従って、そうした正調を十分背景に据えた観点、和歌表現論からは、これらの歌は正格から外れた技巧上のおかしみをもつものとされるのである。

総じて、これらの逆説的な撰者の主張を通して観られることは、『古今集』というものがすぐれて詩的なものをもって和歌を良しとしようとしていることである。それは、両者共に同様の見立を一首の骨子としながらも、贈答歌としては——詞書に示された場、状況の中では——言葉による機智性が生かされた102を「誹諧歌」に収め、「雪のふりけるをよみける」330の歌——『和歌体十種』に「高情体」として高評(誹歌之為)される——を本篇たる冬歌に入集する態度や、本来の歌作された場を重視すれば「誹諧歌」に入るべきではないかに思える、107の大井川行幸和歌の奉獻歌の一首——奉獻歌としての場、条件等を踏まえたものとして、正に「映」——「甲斐」の技巧は適切であった——を、歌体そのものの評価によって（恐らくは「かひ」の部分の懸け詞の異例な用法によって）、「誹諧歌」に収載する見解にも察知することができる。尚、このような、詠作された場を離れて歌体そのものを評価しようとする撰者の立場は、大多数が詞書を有たない当該「誹諧歌」と、『後拾遺集』や『千載集』に於ける長文の詞書を——場の状況を——付帯するそれとの比較からも窺い知ることが可能である（注4参照）。

『古今集』に於ける「誹諧歌」の本性が以上の如きものであるとすると、貫之の歌が「誹諧歌」に一首も収載されていないという事実は、彼の歌枕的用法が「かなり顕著な類型性の上に立っている、公式通りの明確な表現をとって」おり、「きわめて正統的なもの」であったことを念頭に置くならば、かなりに暗示的、象徴的な意味を提示するものとなる。貫之は、そうした正調から外れる歌体としての「誹諧歌」に自作歌を一首も収載しないことによつて、その正統的な面目を躍如させているかのようである。後に、彼は『新撰和歌』の編纂に於いて、「誹諧歌」とされていた106を雑歌として巻四に撰入した。この点に關しては、既に指摘されている貫之と忠岑両撰者は個人的な次元に於いては和歌に対する見解が異なっていたという事実と同様に、『古今集』編纂の次元、『古今集』という作品的統一体を離れた時点では、その「誹諧」なるものが既に浮動的なものであったという上述のことを証するものとして考えてよいであろう。或いは、ここに、何らかの編集事情の反映を想像することも興味ある問題であるが、小論の規模では言及しえない。

『古今集』巻十九雑体の部に於ける「誹諧歌」は、恐らく、「於是重有詔。部類所奉之歌。勅為三十卷。」（真名序）という現実の編集作業——正調乃至作品的統一の具体化、確立化——の中で、周到な手続きのうちに除外されたものとして、撰者の十二分の討議にさらされて極めて即物的に堆積していった結果の歌群であった。それだけに、その一つ一つの歌は、正調、所謂古今集の表現を生み出す撰集作業に於ける陣痛——編纂過程その

もの——の化石的投影を示すものと言へべきものである。本来的に、『古今集』の成立に関わって、そうした意味合いを背景にもつ歌であったからこそ、撰者はこれらの歌を無下に捨象し去ることなく、かえって、結果的な効用として、逆視的に正調・正格を確認するものとして卷十九に配置したのである。ここに至って、正調を外れる歌の類聚は、卷十九雑体の部に構成されることによつて、正調を追認する逆説として措定され、当該歌群は「誹諧歌」として質的に転化、止揚されたのである。

注1 『折口信夫全集』(第十卷所収)

- 2 『古今集』に於ける「誹諧歌」の本性を十分に考慮したうえで、敢えて——譬論的な意味で——「誹諧」の字義のまま解してみようと思う。「誹」とは謗る、或いは非と共通の義、「諧」とは玉篇に「調也」とあるように、整う、美しいの義で、諧調、快よい調へのことである。そうして「誹諧」とは、諧調を謗る、又は諧調に非ざるもの、要するに、よく整った表現・諧調・正格から外れること、それが「誹諧」の名義ということになる。尚、『古今訓点抄』(鎌倉写・古典保存会複製)に「ヒカイ」の訓註がみえる(今井卓爾教授の御示教による)。
- 3 『笑』(岩波文庫)
- 4 『後拾遺集』(卷第二十雑六に二十一首)や『千載集』(卷第十八雑歌下に二十二首)の「誹諧歌」は——長文の詞書を有するものや贈答歌が多いが——、或る場の状況に於ける、

地口・秀句による言葉の洒落を効かせた、内容としての滑稽を巧んだ歌を指すものと見て大過なく、これは、小論に先掲した平安後期来の歌学書類の解釈にほぼ合致する。又、元永本が独自に有する三首(形態的には、通行本に追補した形式になっている。)の性格もこれと同軌と考えてよい。従つて、系譜的には八『万葉』—『後拾遺』—『千載』—『V』の図式が成立するのであつて、『古今集』に於ける「誹諧歌」は極めて一回的、独立的のものであつたのだが、『後拾遺集』の撰者達には既にその本性が不明瞭になつていた訳である。

- 5 松田武夫『古今集の構造に関する研究』
- 6 契沖『余材抄』、松田前掲書等参照
- 7 梅原猛「日本の美意識の感情的構造」(『美と宗教の発見』所収)
- 8 松田前掲書
- 9 『古今和歌集』(日本古典文学全集7小学館版)
- 10 小沢正夫『古今集の世界』
- 11 山田孝雄『日本歌学の源流』
- 12 小沢正夫『古代歌学の形成』
- 13 伊賀上正俊「古今集に於ける誹諧歌の位相」(札幌大学紀要1の1)
- 14 584 は「そよ」を引き出す序詞としての用例であつて、表現上、これと異なる。
- 15 空穂『評釈』参照
- 16 「連歌俳諧發生史」(『折口信夫全集』第十卷所収)

17 秋山虔「平安貴族文学の始発」(講座日本文学3)

18 小町谷照彦「古今的美学の形成過程—貫之の歌枕の表現を通して—」(文学語学第五十二号)

19 今井卓爾「古今和歌集の撰歌規程—貫之と忠岑—」(早大教育学部学術研究第十一号)

(付記)

本稿は早稲田古代研究会に於ける口頭発表を基に補筆加訂したものである。当会に於いて上野理助教授より御高批を賜った。又、成稿に際して、今井卓爾教授より多大の御指導を賜った。

## 新刊紹介

秋永一枝著

『古今和歌集声点本の研究』

資料篇』

本書は著者が、修士論文以来取組んでいる、古今和歌集の声点に関する研究を集大成されたものである。この資料篇と、続刊される索引篇・研究篇を合せた三部作になる予定である。

本書は、古今和歌集の声点本のうち、アクセント史・音韻史・声点伝授史・文献学・解釈学等の解明に役立ち得る二十一本を選び、声点その他発音の資料を一目瞭然と再現したものである。取上げられた諸本はすべて原本に基く精密な調査を経てあり、

複製本などでは判然としない朱点・墨点なども、随所に挿入された写真によって確認できる。

このように、原本を直接調査された裏には、多くの御苦労があったに違いない。扱われた諸本はすべて貴重書であり、とりわけ個人所蔵の場合は、許可がなかなか下りなかつたり、照明設備の不十分な場所でも、しかも時間的に制約されたりすることが多いものである。

また、声点が注記されたものを活字化する際に、声点の位置が少しでも上下左右にずれたりしたら、アクセントは全く違ってしまう。それは印刷上の困難だけではなく、著者御自身の調査の際にも、原本の声点の位置が微妙で、判読に苦労されたこと

も多かったに違いない。本書の末尾に、正誤表貼布欄を設けられたのは、著者の配慮の一面を示すものである。

本書における、各本の声点の対照によって、語の清濁、複合の認定などにも大いに役立ち、それがまた歌の正確な解釈にもつながる点は見逃せない。

こうしてまとめられた本書は、『類聚名義抄』にさされた声点などと共に、今後のアクセント史・音韻史の研究に裨益するところが極めて大きいと言えよう。

最後に、今後続刊される索引篇・研究篇に大いに期待しつつ、本書の紹介を終えたい。

(昭和47・3、校倉書房刊、A5判本文九三〇頁口絵五六頁、定価一〇〇〇〇円)